

(表)
記載方法等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から1年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則第23条の7第23項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第18項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第23項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
(1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
(2) 「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 3 「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

(裏)
記載方法等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から1年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則第23条の7第24項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第25項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第24項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
(1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
(2) 「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 3 「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

後継者の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得又は都市部農用地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する障害者の死亡の日前1年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の振替等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市部農用地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市部農用地等該当に関する承認とみなされるときに買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

買取りの申出等に係る特例農地等の所在地				
地 目 等				
面 積	㎡	㎡	㎡	㎡
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業改良費超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
買取りの申出等の内容				
振替等の対価の額	円	円	円	円
振替等の年月日、振替等の態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
都市部農用地等該当年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(表12-38-A4様式)

後継者の氏名	
相続人の氏名	

代替農地等の取得又は都市部農用地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第4項第9号）

租税特別措置法第70条の4第1項に規定する障害者の死亡の日前1年以内に買取りの申出等に係る特例農地等の振替等をし、代替農地等の取得に関する承認を受けている場合又は当該買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等の都市部農用地等該当に関する承認を受けている場合において、その承認が相続税に関する代替農地等の取得に関する承認又は都市部農用地等該当に関する承認とみなされるときに買取りの申出等に係る特例農地等の明細は、次のとおりです。

買取りの申出等に係る特例農地等の所在地				
地 目 等				
面 積	㎡	㎡	㎡	㎡
相続時における価額	円	円	円	円
相続時における農業改良費超過額	円	円	円	円
買取りの申出等の年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
買取りの申出等の内容				
振替等の対価の額	円	円	円	円
振替等の年月日、振替等の態様	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
都市部農用地等該当年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(表12-38-A4様式)

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

農業相続人が推定相続人に使用貸借
他の推定相続人等
による権利の設定をしていることの明細書

租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第5号の規定による農業相続人が推定相続人に使用貸借による権利の設定をしている明細は、次のとおりです。
他の推定相続人等

推定相続人 他の推定相続人等	住所	氏名
-------------------	----	----

- 1 相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等で、推定相続人に対して使用貸借による権利の設定をしているものの明細は、別紙のとおりです。
- 2 推定相続人
他の推定相続人等
に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした日は、平成____年____月____日です。
なお、その農地等については、今回の相続開始後も引き続き推定相続人に使用させています。
- 3 相続人は、推定相続人の替わ農業経営に従事していましたが、今回の相続開始後も引き続きその農業経営に従事しています。

被相続人の氏名	
相続人の氏名	

農業相続人が推定相続人に使用貸借
他の推定相続人等
による権利の設定をしていることの明細書

租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第5号の規定による農業相続人が推定相続人に使用貸借による権利の設定をしている明細は、次のとおりです。
他の推定相続人等

推定相続人 他の推定相続人等	住所	氏名
-------------------	----	----

- 1 相続又は遺贈により取得したものとみなされる農地等で、推定相続人に対して使用貸借による権利の設定をしているものの明細は、別紙のとおりです。
- 2 推定相続人
他の推定相続人等
に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をした日は、平成____年____月____日です。
なお、その農地等については、今回の相続開始後も引き続き推定相続人に使用させています。
- 3 相続人は、推定相続人の替わ農業経営に従事していましたが、今回の相続開始後も引き続きその農業経営に従事しています。

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

平成____年____月____日

農務部長 殿

平

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第4項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農業生産法人	所在地	名称
2	合併法人	所在地	名称

1 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併した日は、平成____年____月____日です。

2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成____年____月____日です。

3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」としておりです。

4 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する〔理事長を有する社員〕に就任し、かつ、常時従事者である〔組合員〕〔1年間のうち、当該農業生産法人の農業に従事する日数が____日であり、かつ、農業に農作業に____日従事します。〕となっています。

添付書類

- 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第3項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会からの証明書
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類(使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類)
- 合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士

印

電話番号

(資12-61-A4様式)

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

平成____年____月____日

農務部長 殿

平

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第4項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農業生産法人	所在地	名称
2	合併法人	所在地	名称

1 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併した日は、平成____年____月____日です。

2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成____年____月____日です。

3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」としておりです。

4 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する〔理事長を有する社員〕に就任し、かつ、常時従事者である〔組合員〕〔1年間のうち、当該農業生産法人の農業に従事する日数が____日であり、かつ、農業に農作業に____日従事します。〕となっています。

添付書類

- 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第3項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会の証明書
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類(使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類)
- 合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士

印

電話番号

(資12-61-A4様式)

改正後

送附年月日の年月日	姓	名	印
年 月 日			

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成 年 月 日

税務部長 殿

届出者住所

氏名 (電話番号)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第8項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者住所	氏名
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日 平成 年 月 日 公告番号 貸借権等の存続期間（起算～満期） 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が50%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の面積） （注） （貸付特例適用農地等の面積） （注） % 50% % 50%

（提出書類）

- 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

関与農理士 印 電話番号

(資12-76-1-A-5)

改正前

送附年月日の年月日	姓	名	印
年 月 日			

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成 年 月 日

税務部長 殿

届出者住所

氏名 (電話番号)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第8項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者住所	氏名
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日 平成 年 月 日 公告番号 貸借権等の存続期間（起算～満期） 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が50%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の面積） （注） （貸付特例適用農地等の面積） （注） % 50% % 50%

（提出書類）

- 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

関与農理士 印 電話番号

(資12-76-1-A-4統一)

改正後

改正前

通算の特例の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
-----------	-------	-------	-------

貸付特例適用農地等の（変更）届出書
（貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した場合）

届出者	住所
氏名	（電話番号）

平成 年 月 日
届出者 住所
氏名
（電話番号）

第70条の4第8項
第70条の6第10項
の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成 年 月 日届出分）については、

- イ、同条第10項（1号・2号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の貸借権等を消滅させたので同条第12項の規定により、届出書とともに届け出ます。

（届出書等）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類を提出し

（注）この場合、貸借権等を消滅させた当該貸付特例適用農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

- ロ、貸借権等の存続期間が満了したので、同条第4条の6第2項
第40条の7第2項の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例適用農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

- ハ、貸借権等の存続期間満了前に貸借権等を消滅させたので、同条第4条の6第2項
第40条の7第2項の規定により届け出ます。

（注）この場合、消滅させていた前借権等の全部又は一部と若干期間中の若干限の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、前記取消の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた 相続（遺贈）があった	年 月 日	昭和 年 月 日
贈与者 被贈与者	住所	氏名

○ 貸付特例適用農地等に設定していた貸借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	権利者（又はその相続人等）	貸借権の消滅
1			m ²	()	..
2				()	..
3				()	..
4				()	..
5				()	..

（注）上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添え付けください。

関係代理人	印	電話番号
-------	---	------

（印）12-79-A4-1

通算の特例の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
-----------	-------	-------	-------

貸付特例適用農地等の（変更）届出書
（貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した場合）

届出者	住所
氏名	（電話番号）

平成 年 月 日
届出者 住所
氏名
（電話番号）

第70条の4第8項
第70条の6第10項
の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成 年 月 日届出分）については、

- イ、同条第10項（1号・2号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の貸借権等を消滅させたので同条第12項の規定により、届出書とともに届け出ます。

（届出書等）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類を提出し

（注）この場合、貸借権等を消滅させた当該貸付特例適用農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

- ロ、貸借権等の存続期間が満了したので、同条第4条の6第2項
第40条の7第2項の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例適用農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

- ハ、貸借権等の存続期間満了前に貸借権等を消滅させたので、同条第4条の6第2項
第40条の7第2項の規定により届け出ます。

（注）この場合、消滅させていた前借権等の全部又は一部と若干期間中の若干限の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、前記取消の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた 相続（遺贈）があった	年 月 日	昭和 年 月 日
贈与者 被贈与者	住所	氏名

○ 貸付特例適用農地等に設定していた貸借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	権利者（又はその相続人等）	貸借権の消滅
1			m ²	()	..
2				()	..
3				()	..
4				()	..
5				()	..

（注）上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添え付けください。

関係代理人	印	電話番号
-------	---	------

（印）12-79-A4-1

※印欄は記入しなくても構いません。

(裏)
記載方法等

この(変更)届出書は、贈与税又は相続税の納税額等の償換特例(租税特別措置法第70条の4第3項又は同法第70条の5第10項)(以下「償換特例」といいます。)の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した場合に、①その全部の貸借権等を消滅させたことにより引き続き納税額等の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②貸借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

- 1 この(変更)届出書の本文中、贈与税の納税額等について償換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税額等について償換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消(以下、この(変更)届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の償換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の償換特例に係る条文を指します。)してください。
- 2 この(変更)届出書の本文中、「(平成____年____月____日届出分)」欄には、償換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。
- 3 この(変更)届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の口内にシ点を付し、下段の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

- 「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日(又は貸付特例適用農地等に係る貸借権等が消滅した日のいずれか早い日)から2か月を経過する日
- 「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した日から2か月以内
- 「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した日から2か月以内

- 4 「貸付特例適用農地等に設定していた貸借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が贈与者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況(現況)及び受贈者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。
- 5 「貸借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について貸借権等を解約した年月日を記載してください。

(裏)
記載方法等

この(変更)届出書は、贈与税又は相続税の納税額等の償換特例(租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の5第10項)(以下「償換特例」といいます。)の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した場合に、①その全部の貸借権等を消滅させたことにより引き続き納税額等の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②貸借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

- 1 この(変更)届出書の本文中、贈与税の納税額等について償換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税額等について償換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消(以下、この(変更)届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の償換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の償換特例に係る条文を指します。)してください。
- 2 この(変更)届出書の本文中、「(平成____年____月____日届出分)」欄には、償換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。
- 3 この(変更)届出書の本文中、イからロについては、該当する届出の口内にシ点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

- 「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日(又は貸付特例適用農地等に係る貸借権等が消滅した日のいずれか早い日)から2か月を経過する日
- 「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した日から2か月以内
- 「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている貸借権等が消滅した日から2か月以内

- 4 「貸付特例適用農地等に設定していた貸借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が贈与者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況(現況)及び受贈者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。
- 5 「貸借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について貸借権等を解約した年月日を記載してください。

改正後

送附員村長の年月日	氏名	印	電話番号
年 月 日			

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成 年 月 日

税務署長 殿

平

届出者住所

氏名 印
(電話番号)

但し特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）に、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（貸付特例適用農地等）を、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（貸付特例適用農地等）の明細は、別紙のとおりです。

貸借権人	住所	氏名
届出者が被相続人から農地等を相続により取得した年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日		
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日 平成 年 月 日	公告番号 平成 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(借受代替農地等の割合) $\frac{\text{A}}{\text{B}} = \text{C} \% \geq 80\%$ (貸付特例適用農地等の面積) (借受代替農地等の面積)	
(提出書類)		
1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第3条第1項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し		

関与税理士 印 電話番号

(資)2-50-1-A4様へ)

改正前

送附員村長の年月日	氏名	印	電話番号
年 月 日			

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成 年 月 日

氏名 殿

平

届出者住所

氏名 印
(電話番号)

但し特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）に、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（貸付特例適用農地等）を、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（貸付特例適用農地等）の明細は、別紙のとおりです。

貸借権人	住所	氏名
届出者が被相続人から農地等を相続により取得した年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日		
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日 平成 年 月 日	公告番号 平成 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(借受代替農地等の割合) $\frac{\text{A}}{\text{B}} = \text{C} \% \geq 80\%$ (貸付特例適用農地等の面積) (借受代替農地等の面積)	
(提出書類)		
1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第3条第2項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し		

関与税理士 印 電話番号

(資)2-50-1-A4様へ)

国土利用政策局 国土利用政策課		平成 年 月 日	第 号
一時的道路用地等としての貸付けに係る権利貸付届書			
届出者 氏名		〒 市 区 丁目 番 号	
届出者 住所		〒 市 区 丁目 番 号	
本道路用地等（第1条の4第1項の規定の適用を受けている道路の一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に要する貸し付けに供する特別創設地等）については、両項の規定の適用を受けることのない。但し、特別創設地（第1条の4第1項）の規定により届け出ます。			
1	道路又は道路により特別創設地等を取囲んだ年月日	平成 年 月 日	
2	借主等 借主の住所・氏名	氏名	
3 一時的道路用地等としての貸付けに係る事項等に関する事項			
(1) 承諾申請書の提出年月日		平成 年 月 日	
(2) (1)の承諾申請に対する承諾年月日		平成 年 月 日	
※ (1)の承諾申請に係る承諾金を受け取っていない場合には、(2)の承諾申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。			
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に要する貸し付けを行った貸付先等に関する事項			
(1)	貸付先（事業執行者）の名称等	名称	
(2)	貸付期間	貸付の付った日 平成 年 月 日	
(3)	一時的道路用地等に供する 用途等に関する事項	用途等	
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、換算等にお気をください。			
5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に要する貸し付けに供する特別創設地等の略称			
号	所 在 地	貸付先等 の利用状況	地上権等の 登記簿番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
備考			
一時的道路用地等の用に供されない特別創設地等について引当金が定められている旨及び一時的道路用地等に係る事項等 に関する記載を行っている旨を記す事項（別紙の用紙）			
関係機関等		印 電話番号	

平成 年 月 日		第 号	
臨時道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書		受理 部	
申請者 氏名 住所 (電話番号)		申請 年 月 日	
借地権の取得 第 条の 第 項の規定の適用を受けている下掲の一時利用用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられている臨時用地等については、同項の規定の適用を受ける限り、借地権の取得 第 条の 第 項の規定により譲り渡す。			
1 借地権又は地上権 により 臨時用地等を取得した年月日		昭和 年 月 日	
2 借地権者の住所、氏名 借地権者		住所 氏名	
3 一時利用用地等としての貸付けに関する承諾等に関する事項			
(1) 承諾申請書の提出年月日		平成 年 月 日	
(2) (1)の承諾申請に対する承諾年月日		平成 年 月 日	
注 (1)の承諾申請に係る承諾書を受領していない場合には、(1)の承諾申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。			
4 一時利用用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき 貸付けを行った貸付先等に関する事項			
(1) 貸付先 (事業利用等) の名称		名称	
(2) 貸付期間 貸付け開始日 平成 年 月 日 貸付期限 平成 年 月 日		使用目的	
注 貸付期間が定まっている場合には、新たな借地権等の提供が必要となりますので、関係者にお尋ねください。			
5 一時利用用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例借地等の明細			
借地権者	住所	氏名	地上権等の借地の有無
1			有・無
2			有・無
3			有・無
4			有・無
5			有・無
6			有・無
7			有・無
8			有・無
9			有・無
10			有・無
合 計			
臨時利用用地等の用に供されている特例借地等について別紙表を添付している旨及び一時利用用地等に係る承諾書を引き続き履行している旨を認める事業利用者の承諾 (明細表と併記)			
関係税務士		印 電話番号	

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（相続特別措置法第70条の4第17項又は相続特別措置法第70条の6第21項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過することの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けた旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の6第21項」及び「第70条の6第22項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の4第17項」及び「第70条の4第18項」の文字を二重線で抹消してください。
- 3(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
 - 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。

(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する資格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書を添付し提出する必要があります。
- (例)・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が平成13年4月25日であれば、継続貸付届出書は毎年4月25日までに提出しなければなりません。
- (2)の場合
承認申請書を提出した日が平成13年4月25日であれば、承認年月日は、平成13年5月25日となり、継続貸付届出書は毎年5月25日までに提出しなければなりません。
- 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
- 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（相続特別措置法第70条の4第16項又は相続特別措置法第70条の6第20項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過することの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けた旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の6第20項」及び「第70条の6第21項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の4第16項」及び「第70条の4第17項」の文字を二重線で抹消してください。
- 3(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
 - 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。

(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する資格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書を添付し提出する必要があります。
- (例)・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が平成13年4月25日であれば、継続貸付届出書は毎年4月25日までに提出しなければなりません。
- (2)の場合
承認申請書を提出した日が平成13年4月25日であれば、承認年月日は、平成13年5月25日となり、継続貸付届出書は毎年5月25日までに提出しなければなりません。
- 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
- 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

改正後

送付日付印の年月日	期別	番 号
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

受理番号

税務署
受付印

〒

住所

税務署長殿

申請者

年 月 日提出

氏 名

申 電話

租税特別措置法 第70条の4第14項 第70条の6第21項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第31項 第40条の7第36項 の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

出 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	貸付期限	地上権等の設定の有 無	平成 年 月 日	有 無
	貸付料の金額		円	角

出 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
	使用目的	

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 年 月 日まで自己等の農業の用に供する予定です。

署名税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-83-1-A 4 統一)

改正前

送付日付印の年月日	期別	番 号
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

受理番号

税務署
受付印

〒

住所

税務署長殿

申請者

年 月 日提出

氏 名

申 電話

租税特別措置法 第70条の4第14項 第70条の6第20項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第31項 第40条の7第32項 の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

出 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		住所	名称
	貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	貸付期限	地上権等の設定の有 無	平成 年 月 日	有 無
	貸付料の金額		円	角

出 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名	
	使用目的	

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 年 月 日まで自己等の農業の用に供する予定です。

署名税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-83-1-A 4 統一)

(表)
記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用賃借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限り、）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遡及なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から1か月以内です。

- 1 この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第70条の6 第21項」と「第40条の7 第36項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第70条の4 第12項」と「第40条の6 第33項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 2(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 3 2(1)の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。
- 4 2(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 5 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
(注) 自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。
- 6 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- 7 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
(1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
(2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限り、）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

(裏)
記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用賃借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第101条第2項の規定に基づくものに限り、）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遡及なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から1か月以内です。

- 1 この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第70条の6 第20項」と「第40条の7 第32項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第70条の4 第10項」と「第40条の6 第31項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 2(1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 3 2(1)の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。
- 4 2(2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 5 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
(注) 自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。
- 6 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- 7 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
(1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
(2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限り、）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改正後

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表						申請者氏名	
1 路 年 により特別農地等を取得した年月日等 租税又は道路							
取得した年月日		昭和・平成 年 月 日					
借主又は被相続人の住所・氏名		住所				氏名	
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特別農地等の明細							
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無		
1					有・無		
2					有・無		
3					有・無		
4					有・無		
5					有・無		
6					有・無		
7					有・無		
8					有・無		
9					有・無		
10					有・無		
合 計							
上記の土地に係る租税特別措置法施行令第40条の5第32項 第40条の7第37項に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法 施行規則 第23条の7第24項 第23条の8第14項に規定する契約書等の写し (別添のとおり。)							
3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特別農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細							
所在場所	地目	面積	所在場所	地目	面積		
		m ²			m ²		

(第12-33-2-A4様式)

改正前

一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書 付表						申請者氏名	
1 路 年 により特別農地等を取得した年月日等 租税又は道路							
取得した年月日		昭和・平成 年 月 日					
借主又は被相続人の住所・氏名		住所				氏名	
2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特別農地等の明細							
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無		
1					有・無		
2					有・無		
3					有・無		
4					有・無		
5					有・無		
6					有・無		
7					有・無		
8					有・無		
9					有・無		
10					有・無		
合 計							
上記の土地に係る租税特別措置法施行令第40条の5第32項 第40条の7第37項に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法 施行規則 第23条の7第23項 第23条の8第13項に規定する契約書等の写し (別添のとおり。)							
3 承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特別農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付けがある場合のその明細							
所在場所	地目	面積	所在場所	地目	面積		
		m ²			m ²		

(第12-33-2-A4様式)

(表)
記載方法等

- 1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
- (1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、標章放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1 筆ごとに、次によって記載してください。
- イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。
- ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。
- (イ) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
- (ロ) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ） 内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
- ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- (2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7第31項」と「第23条の8第12項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第34項」と「第23条の7第24項」の文字を二重線で抹消してください。
- (3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1 筆ごとに、次によって記載してください。
- イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。
- ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。

(表)
記載方法等

- 1 この付表は、「一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
- (1) 「2」欄は、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、標章放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）について、1 筆ごとに、次によって記載してください。
- イ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- ロ 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- ハ 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地のように具体的な利用状況を記載してください。
- ニ 「面積」欄は、次によって記載してください。
- (イ) 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
- (ロ) 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12 表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ） 内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
- ホ 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- (2) 贈与税についての承認申請をするときは、「2」下欄の文中の「第40条の7第22項」と「第23条の8第18項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第40条の6第22項」と「第23条の7第22項」の文字を二重線で抹消してください。
- (3) 「3」欄は、承認を受けようとする特例農地等とともに同一事業施行者に対して、貸し付けた土地等がある場合には、その明細を1 筆ごとに、次によって記載してください。
- イ 「所在場所」及び「地目」欄は、(1) に準じて記載してください。
- ロ 「面積」欄は、その貸し付けた面積を記載してください。

改正後

□□□□□□

____年____月

住所又は

所在地(納税地)

氏名又は

名称

税

平成____年____月____日

____税務署長____

一時的道路用地等としての貸付けに
関する承認申請に対する承認(却下)書 (通知用)

平成____年____月____日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4 第17項
第70条の6 第21項
の規定に基づく承認申請を 承認
却下 いたします。

この通知に係る理由

(注) 1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過することの日にまで、継続貸付届出書を
納税地の所轄税務署長に提出してください。

2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に
地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当
該農地等を申請者の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した
日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

() 枚のうち () 枚目

(※ 12-83-4-A 4 様式)

改正前

□□□□□□

____年____月

住所又は

所在地(納税地)

氏名又は

名称

税

平成____年____月____日

____税務署長____

一時的道路用地等としての貸付けに
関する承認申請に対する承認(却下)書 (通知用)

平成____年____月____日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4 第18項
第70条の6 第20項
の規定に基づく承認申請を 承認
却下 いたします。

この通知に係る理由

(注) 1 この承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過することの日にまで、継続貸付届出書を
納税地の所轄税務署長に提出してください。

2 当該承認に係る貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に
地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当
該農地等を申請者の農業の用に供している旨等を記載した届出書等を当該地上権等の消滅した
日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

() 枚のうち () 枚目

(※ 12-83-4-A 4 様式)

送達の年月日	宛先	その他
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに係る
地上権等が消滅した旨の届出書

平假名 _____

— 稅務港 局 設

总结 记述

氏系

၆၂၁

新第70条の6第1項
第70条の7第21項
の規定の適用を受けている下記の平均適用利率等の値に依るために地上権等の設定に
金づき貸し付けていた借据は地上権について 貸付利率の引上
り地上権等の新約 により平成_____年_____月_____日に地方裁等が消滅した
ので、借据附借雷法貸付金 第70条の6第3項
第70条の7第23項
の規定により履行します。

1	期 小 借入元金	により、の貸付金を受領した年月日							
2	親与者の住所・氏名	住所		氏名					
3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付金等に関する事項								
(1)	貸付先(事業主体)の名称等	住所		名称					
(2)	貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	平成 年 月 日					
(3)	一時的道路用地等に係る事業等に關する事項	事業名		使用目的					
4	一時的道路用地等としての貸付け終了後の特別償還等の要領(この欄直書の場合は可)								
(1)	一時的道路用地等として貸し付けていた特別償還等		(2)	(注) のうち償還終了後の特別償還等					
年 月 日	現在 持 有 者	地 目	貸付け直後の利用状況	面積 ㎡	地上権等の登記の有無	自己等の農地の用に供した日(不変費)	自己等の農地の用に供した日(不変費)	償還(今後)の期 限 状 況	
1				㎡	有・無	年月日	日		
2				㎡	有・無				
3				㎡	有・無				
4				㎡	有・無				
5				㎡	有・無				
6				㎡	有・無				
7				㎡	有・無				
8				㎡	有・無				
9				㎡	有・無				
10				㎡	有・無				
			合 計	㎡					
(3) (注) の土地について									
① 一時的道路用地等の用に供されていた特別償還等が農地等に変化したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること(又は耕作なく耕作する見込みであること)を証する農業委員会等の書類									
② 一時的道路用地等の用に供されていた特別農地等を借り受けた貸付が終了したこと及び耕作した日を証する事業主体等の書類									
③ その他の耕作書類については別添のとおりです。									

問与取返し	印	既読番号	
-------	---	------	--

姓名及性别	身份证号	单 号
年 月 日		

一時的道路用地等としての貸付けに係る
地上権等が消滅した旨の届出書

年 月 日

雜誌

魚油 魚肝油

氏姓

(72/73)

借入保証金 第70条の4第16項 第70条の4第20項 の規定の適用を受けている下掲の一時勘定科目等のある箇に該当するために地上権等の設定に
基づき貸し付けられている特別勘定等について 貸付期限の到来 地上権等の権利 により年率 _____ 年 _____ 月 _____ 日に地上権等が消滅した
ので、借入特別勘定は第70条の4第16項 第70条の4第20項 の規定により届け出ます。

1 開発事業による開発区域等を指定した年月日 2 開発事業の名称・所在地 3 一時利用道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項 (1) 貸付先（事業主体等）の名称等 (2) 借付期間 (3) 一時利用道路用地等に係る借付金に關する事項 4 一時利用道路用地等としての貸付け終了後の利用用途等の取組（この最期等の終了日現在）	昭和 年 月 日 所在地 貸付期間 平成 年 月 日 平成 年 月 日 事業名 利用目的																																																																																																																								
(1) 一時利用道路用地等として貸し付けていた貸付先等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順 号</th> <th>所在地</th> <th>地 区</th> <th>貸付け場所 の利用状況</th> <th>期 限</th> <th>地上権等の 設定の有無</th> <th>(2) (1) のうち貸付終了後の利用用途</th> <th>自己等の 事業の用に 供した日 （予定日）</th> <th>自己等の事業の 用に供した（供する） 価額（今後）の 算定（今後）の 償還</th> <th>利用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>（ ）年 月</td><td>有・無</td><td></td><td>年月日</td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>（ ）年 月</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>（ ）年 月</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td>（ ）年 月</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td>（ ）年 月</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td>（ ）年 月</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td>（ ）年 月</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td>（ ）年 月</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td>（ ）年 月</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td>（ ）年 月</td><td>有・無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>合 計</td> <td>（ ）年 月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		順 号	所在地	地 区	貸付け場所 の利用状況	期 限	地上権等の 設定の有無	(2) (1) のうち貸付終了後の利用用途	自己等の 事業の用に 供した日 （予定日）	自己等の事業の 用に供した（供する） 価額（今後）の 算定（今後）の 償還	利用状況	1				（ ）年 月	有・無		年月日	円		2				（ ）年 月	有・無					3				（ ）年 月	有・無					4				（ ）年 月	有・無					5				（ ）年 月	有・無					6				（ ）年 月	有・無					7				（ ）年 月	有・無					8				（ ）年 月	有・無					9				（ ）年 月	有・無					10				（ ）年 月	有・無								合 計	（ ）年 月				円	
順 号	所在地	地 区	貸付け場所 の利用状況	期 限	地上権等の 設定の有無	(2) (1) のうち貸付終了後の利用用途	自己等の 事業の用に 供した日 （予定日）	自己等の事業の 用に供した（供する） 価額（今後）の 算定（今後）の 償還	利用状況																																																																																																																
1				（ ）年 月	有・無		年月日	円																																																																																																																	
2				（ ）年 月	有・無																																																																																																																				
3				（ ）年 月	有・無																																																																																																																				
4				（ ）年 月	有・無																																																																																																																				
5				（ ）年 月	有・無																																																																																																																				
6				（ ）年 月	有・無																																																																																																																				
7				（ ）年 月	有・無																																																																																																																				
8				（ ）年 月	有・無																																																																																																																				
9				（ ）年 月	有・無																																																																																																																				
10				（ ）年 月	有・無																																																																																																																				
			合 計	（ ）年 月				円																																																																																																																	
(2) (2) の土地について ① 一時利用道路用地等の用に供されていた貸付先等が農地等に転じたこと及び貸付けを行った者が当該農地等を供作していること（又は転用なく耕作する見込みであること）を証する農地委員会等の書類 ② 一時利用道路用地等の用に供されていた利用貸付等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類 その他必要な書類について別添紙のとおりです。																																																																																																																									

署名(代印)	印	联络番号
--------	---	------

(要)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。

- この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第22項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第17項」と「第40条の6第22項」の文字を二重線で抹消してください。
 - この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
 - この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
 - 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1番ごとに、次によって記載してください。
 - 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作楽畑の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。
 - 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。
- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したことが及び特例適用等者がその特例農地等を耕作していること又は遷移なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用途の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
 - 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
 - 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）
 - 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営修繕年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農業生産法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

(要)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。

- この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第22項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第16項」と「第40条の6第22項」の文字を二重線で抹消してください。
 - この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
 - この届出書の本文中、平成____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
 - 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1番ごとに、次によって記載してください。
 - 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作楽畑の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。
 - 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。
- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したことが及び特例適用等者がその特例農地等を耕作していること又は遷移なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用途の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
 - 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
 - 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限ります）
 - 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例附加年金又は経営修繕年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農業生産法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

一時的道路用地等としての貸付に係る貸付期限の延長届出費

平成 年 月 日 建設局長 姓																																																																																																																																					
〒 郵便 区 番 号																																																																																																																																					
建設省令第23条の4第1項及び第2項の規定の適用を受けている下記の一時利用道路用地等の用に供するための特別買収地等の貸付けについて、当該一時利用道路用地等に係る事業の進捗の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けるため、建設省令第23条の6第2項の規定により再行貸付けする。																																																																																																																																					
1 臨時利用道路等の名称	昭和 年 月 日																																																																																																																																				
2 借主（建設者）の住所・氏名	住所 氏名																																																																																																																																				
3 一時利用道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付地等に関する事項																																																																																																																																					
(1) 貸付先（建設者）の名称等	住所 名称																																																																																																																																				
(2) 貸付期間	貸付けを行った日 平成 年 月 日 最初の貸付期限 平成 年 月 日 最後の貸付期限 平成 年 月 日																																																																																																																																				
(3) 一時利用道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名称 利用目的																																																																																																																																				
4 貸付期限満了後の一時利用道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特別買収地等を自己等の事業の用に供する予定年月日 延長の届け出をする一時利用道路用地等の用に供されている特別買収地等については、平成 年 月 日までに自己等の事業の用に供する予定である。																																																																																																																																					
5 貸付期限を延長して一時利用道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特別買収地等の状況																																																																																																																																					
(1) 一時利用道路用地等として貸し付けている特別買収地等	(2) (1)のうち貸付期限を延長する特別買収地等の面積																																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順</th> <th>所</th> <th>在</th> <th>場</th> <th>所</th> <th>地</th> <th>目</th> <th>面</th> <th>積</th> <th>地上権等の設定の有無</th> <th>延長する特別買収地等の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>有・無</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>有・無</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>有・無</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>有・無</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>有・無</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>有・無</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>有・無</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>有・無</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>有・無</td><td>㎡</td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>有・無</td><td>㎡</td></tr> <tr> <td colspan="9">合 計</td> <td></td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table>	順	所	在	場	所	地	目	面	積	地上権等の設定の有無	延長する特別買収地等の面積	1								㎡	有・無	㎡	2								㎡	有・無	㎡	3								㎡	有・無	㎡	4								㎡	有・無	㎡	5								㎡	有・無	㎡	6								㎡	有・無	㎡	7								㎡	有・無	㎡	8								㎡	有・無	㎡	9								㎡	有・無	㎡	10								㎡	有・無	㎡	合 計										㎡	
順	所	在	場	所	地	目	面	積	地上権等の設定の有無	延長する特別買収地等の面積																																																																																																																											
1								㎡	有・無	㎡																																																																																																																											
2								㎡	有・無	㎡																																																																																																																											
3								㎡	有・無	㎡																																																																																																																											
4								㎡	有・無	㎡																																																																																																																											
5								㎡	有・無	㎡																																																																																																																											
6								㎡	有・無	㎡																																																																																																																											
7								㎡	有・無	㎡																																																																																																																											
8								㎡	有・無	㎡																																																																																																																											
9								㎡	有・無	㎡																																																																																																																											
10								㎡	有・無	㎡																																																																																																																											
合 計										㎡																																																																																																																											
(3) (2)の土地について一時利用道路用地等に係る事業及び施設の開始として貸付期限を延長することとなった条件を記載した事業進捗報告書の内容及び建設省令第23条の7第2項に規定する関係等の事項																																																																																																																																					
建設省令第23条の8第2項																																																																																																																																					

(頁)

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第17項又は租税特別措置法第70条の6第21項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第21項」と「第40条の7第45項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第17項」と「第40条の6第40項」の文字を二重線で抹消してください。

- 2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。

- 3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。

- (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (3) 「面積」欄は、次によって記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

- (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

- (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

- 4 この届出書には、次の書類を添付してください。

- (1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事項を記載した事業施行者の書面
- (2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく解決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

(頁)

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第20項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第20項」と「第40条の7第48項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第43項」の文字を二重線で抹消してください。

- 2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。

- 3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。

- (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (3) 「面積」欄は、次によって記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

- (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

- (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

- 4 この届出書には、次の書類を添付してください。

- (1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事項を記載した事業施行者の書面
- (2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく解決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

改正後

改正前

送附区分等の年月日	様式第	号
年 月 日		

営農困難時貸付けに関する届出書

届出番号

税務署
受付用

平成 年 月 日

税務署長様

〒

届出者 住所

氏名

電話

租税特別措置法 第70条の4第21項
第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について
は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所	氏名
届出者が 贈与者 被相続人 から農地等を 贈与 相続 (遺贈) により取得した年月日	昭和 年 月 日	平成 年 月 日

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成 年 月 日
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。(該当する番号を○で 囲んでください。)	
(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である障害者等障害者手帳の交付を受けました。	
(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。	
(3) 障害者・相続税の申告書の提出期限後に障害者手帳の交付を受けた。	
(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に悪化しました。	
(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました。(他に該当する 場合を除きます。)	

3 営農困難時貸付けに関する事項

届出者(営農者) 営農者(営農者) 営農者(営農者)	氏名 又は 名称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日
地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	平成 年 月 日
上記の営農者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。	
上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。なお、特例農地 の用途に当りての費用を負担している人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸 付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。)	
(1) 農地作付合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
(2) 農地利用集積計画による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
(3) 農地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
届出者(営農者)	電話番号

(資 12-110-1-A 4 様一)

(新規)

添印は記入しないでください。

(表)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税滞りの適用を受けている人が、障害、病弱などの事由により納税滞りの適用を受けている農地、採草放牧地及び堆肥地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といいます。）を行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税滞りの適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったことに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。

1 この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第27項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第23項」の文字を二重線で抹消してください。

2 この届出書には付添もありますのでご注意ください。

3 相続税の納税滞りの適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の①から③までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。

4 この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 相続税又は贈与税の納税滞りの適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税又は相続税の納税滞りの継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。

税 目	贈与税又は相続税の納税滞りの継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税滞りの適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税滞りの適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

6 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税滞りの満了期限が確定します。詳しくは税務署におたずねください。

(新規)

諸器名

[illegible]

(新見)

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の1.及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 営農困難時貸付けに関する届出書の「2 特別農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特別農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特別農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人
- 精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、障害者又は相談員の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
- (2) (2)を○で囲んだ人
- 身体障害者手帳の写しその他の書類で、障害者又は相談員の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
- (3) (3)を○で囲んだ人
- 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、障害者又は相談員の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分5の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
- (4) (4)を○で囲んだ人
- 身体障害者手帳の写しその他の書類で、障害者又は相談員の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
- (5) (5)を○で囲んだ人
- 身体障害者手帳の写しその他の書類で、障害者又は相談員の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- 2 営農困難時貸付けに関する届出書の「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人
- 届出に係る営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地保有合理化法人の書類
 - 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会等の書類
- (2) (2)を○で囲んだ人
- 次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類
- イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合
- 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する市町村長の書類
- ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
- 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付

(新規)

(表)

けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地利用集積円滑化団体の書類

- ・ 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類

(3) ③を○で囲んだ人

- ・ 届け出る営農困難時貸付農地等に係る農地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類

(4) ④を○で囲んだ人

- ・ 届出の営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類
- ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する農業委員会の書類（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）
- ・ 次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から④までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

- ① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）
- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域
- ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

- ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①から④までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する市町村長の書類

ロ 上記イに掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の（イ）から（ハ）までに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類のすべてについて提出してください。）

(イ) 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

- ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地保有合理化事業を行う法人の書類

(ロ) 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

- ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地利用集積円滑化団体の書類

(ハ) 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

- ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた市町村長の書類

(新規)

改正後

改正前

送附日付の年月日	送附地	送附者
年 月 日		

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

送附番号

届出書
交付印

平成 年 月 日

現務者長

〒

届出者 住 所

氏 名

電話

租税特別措置法 第70条の4第21項 第70条の6第27項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特別農地等については、

平成 年 月 日に 耕作の放棄 があり、同条 第22項 の新たな営農困難時貸付けを
賃借権等の消滅 第27項
を行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届けます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		贈与 年 月 日
被相続人 相続 (遺贈)		

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本居(主たる事務所)の所在地	氏 名又は名称
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)

(空欄の所)

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特別農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな営農困難時貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所(居所)又は本居(主たる事務所)の所在地	氏 名又は名称
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特別農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特別農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

- (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の決定に基づく貸付け
(2) 農地利用集積計画による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の決定に基づく貸付け
(3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の決定に基づく貸付け
(4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の決定に基づく貸付け

届出者長

印

電話番号

(資 12-11)-1-A 4 頁)

(新規)

届出は記入しないでください。

(通)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、除害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び傾農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といいます。）営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引を起し贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届 出 書 の 提 出 期 限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第27項」及び「第27項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第21項」及び「第22項」の文字を二重線で括弧してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で括弧してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付箋もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き継ぎ納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(新規)

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等
について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書 付表

届出者氏名

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番 号	所 在 地 所	地 目	面 積
1			㎡
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

↑ 上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表の新たに借り受けた者に対して新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農家の用に供している場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、後継農長の承認を受ける場合には、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(資12-111-2-A4様式)

(新規)

(表)
記載方法等

- 1 この付表は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のすべてについて、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに記載してください。
 - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。
 - (5) 記載した耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表に記載した新たに借り受けた者に対して新たな営農困難時貸付けを行った特別農地等について、番号を○で囲んでください。

(新規)

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

(新規)

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 1 障害、疾病などの事由により特別農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
 - (1) 障害又は相親税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特別農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、障害又は相親税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
 - (2) 障害又は相親税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特別農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人
 - ・ 身体障害者手帳の写しその他の書類で、障害又は相親税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
 - (3) 障害又は相親税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分5の要介護認定を受けた事由により特別農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人
 - ・ 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、障害又は相親税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分5の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
 - (4) 障害又は相親税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更となった事由により特別農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人
 - ・ 身体障害者手帳の写しその他の書類で、障害又は相親税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
 - (5) 障害又は相親税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特別農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（4世に該当する人を除きます。）
 - ・ 身体障害者手帳の写しその他の書類で、障害又は相親税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
- 2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「3 新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
 - (1) ①を○で囲んだ人
 - ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地保有合理化法人の書類
 - ・ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類
 - (2) ②を○で囲んだ人
 - ・ 次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類
 - イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合
 - ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する市町村長の書類

(表)

- ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
- ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地利用集積円滑化団体の書類
 - ・ 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類
- ハ 図を○で囲んだ人
- ・ 届出に係る営農困難時貸付け農地等に係る農地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する市町村長の書類
- ニ 図を○で囲んだ人
- ・ 届出の営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類
 - ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する農業委員会の書類（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）
 - ・ 次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類
- イ 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合
- ① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）
 - ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規模に定められている事業の実施地域
 - ③ 利用推進等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）
- ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①から③までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する市町村長の書類
- ロ 上記イに掲げる場合以外の場合
- 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の（イ）から（ハ）までに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類（営農困難時貸付けを行った農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類のすべてについて提出してください。）
- （イ） 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）
- ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地保有合理化事業を行う法人の書類
- （ロ） 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規模に定められている事業の実施地域
- ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地利用集積円滑化団体の書類
- （ハ） 利用推進等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）
- ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた市町村長の書類

(新規)

改正後

改正前

借付農地の年月日	借付地	借付地
年 月 日		

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時

貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

整理番号

税務署
交付印

平成 年 月 日

税務署長殿

于

届出者 住所

氏名

電話

租税特別措置法 第70条の4第21項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特別農地等については、
第70条の6第27項

平成 年 月 日に 耕作の放棄
賃借権等の消滅 があり、平成 年 月 日に自己の農業
の用に供しましたので、同条 第22項
第27項 の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所	氏名
届出者が 贈与者 被相続人	贈与者 被相続人	贈与者 被相続人

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所) 又は本居 (主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に
賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)

(事情の経緯)

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営
農困難時貸付けを行っていた特別農地等の明細は、付添のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特別農地等に関する事項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特別農地等のうち自己の農業の
用に供した特別農地等の明細は、付添のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態ではなくなった事情の詳細は、次のとおりです。

(事情の経緯)

届出税務士

印

電話番号

(表 12-117-1-入4様一)

(新規)

届印は記入しないでください。

(表)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税滞りの適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税滞りの適用を受けている農地、採草放牧地及び遊憩地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のA又はBに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き継ぎ贈与税又は相続税の納税滞りの適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届 出 書 の 提 出 期 限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の4第27項」及び「第27項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第21項」及び「第21項」の文字を二重線で強調してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で強調してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事項は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合で、引き継ぎ納税滞りの適用を受けよう場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。

(新規)

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付
農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書 付表

届出者氏名

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この届出書により届け出る自己の農業の用に供した特例農地等は、番号を○で囲んだものです。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	左記の特例農地等 のうち自己の農業の用 に供した特例農地等 の届出書の提出の時 における利用状況
1			㎡	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				

↑ 上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表の自己の農業の用に供した日において、自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。

※ 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、経営部長の承認を受ける場合には、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは取巻書におたずねください。

(資12-112-2-A4表)

(新規)

(表)
記載方法等

- 1 この付表は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
 - (1) 営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のすべてについて、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに記載してください。
 - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。
 - (5) 「左記の特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の届出書の提出の時点における利用状況」欄は、自己の農業の用に供した特例農地等について、この届出書の提出の時点における利用状況を記載してください。
 - (6) 記載した耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち本表に記載した自己の農業の用に供した日において自己の農業の用に供した特例農地等について、番号を○で囲んでください。

(新規)

平成 年 月 日	第 項	第 項
第 項	第 項	第 項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付
農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書

受理番号

認
受
付
印

平成 年 月 日

受領者氏名

〒

申請者 氏 名

氏 名

③ 電話

第70条の4第21項
第70条の6第27項
に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特別農地等については、
平成 年 月 日に耕作の放棄
賃借権等の消滅
があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付け
を行行見込みです。ついては、同条第22項
第27項
の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令
第40条の6第40項
第40条の7第51項
の規定により承認申請します。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所	氏 名
贈与者が 被相続人	贈与者 被相続人	昭和 年 月 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の提供の借り受けていた者に関する事項

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の
消滅があった場合に図説してください。)

(事情の経緯)

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時
貸付けを行っていた特別農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日
(特別農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる
場合には特別農地等ごとに付表に記載してください。)

平成 年 月 日

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行わなければならない期間
(表記)

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特別農地等のうちこの承認申請書により承認
の申請を行う特別農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を定めています。(該当する番号のすべてを○で囲ん
でください。)

- (1) 農地利用合理化事業による地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積計画による地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

署名改定士

印

電話番号

(資 12-112-1-A 4 統一)

(新規)

添付は記入しなさい。

(裁)
記載方法等

この承認申請書は、墾土地又は相続賃の相続賃子の適用を受けている人が、災害、疾病などの事由により当該墾土地の適用を受けている耕地、保草地及び畑地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といいます。営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄農務部長の承認を受ける場合に適用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内です。

この承認申請書は、次により記載してください。

- 1 この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第70条の6第27項」、「第27項」及び「第40条の7第51項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第70条の4第21項」、「第22項」及び「第40条の6第49項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書（付表）の所定欄に記載してください。
- 5 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 6 この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは関係書におたずねください。

(新規)

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等
に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表

所在地

営農困難時貸付農地等について本表の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特例農地等の明細は次のとおりです。
また、この承認申請書により承認申請を行う特例農地等は、番号を○で囲ったものです。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	貸付予定年月日 (左記の特例農地等 の貸付予定年月日が 異なる場合に記載し てください。)
1			㎡	平成 年 月 日
2				平成 年 月 日
3				平成 年 月 日
4				平成 年 月 日
5				平成 年 月 日
6				平成 年 月 日
7				平成 年 月 日
8				平成 年 月 日
9				平成 年 月 日
10				平成 年 月 日
11				平成 年 月 日
12				平成 年 月 日
13				平成 年 月 日
14				平成 年 月 日

↑ 上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち承認申請を行う特例農地等について、番号を○で囲ってください。

※ 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の放棄の用に供した場合に於いて、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に廃除、返却等の処分が必要で、詳しくは関係法に当たってください。

(資12-113-2-A4統一)

(新84)

改 正 後	改 正 前
(表) 記 載 方 法 等 1 この付表は、「耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 営農困難時貸付農地等のうち本表の耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のすべてについて、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに記載してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の面積を記載してください。 (5) 「貸付予定年月日」欄は、この付表に係る承認申請書により承認を受ける耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった特別農地等について特別農地等ごとに貸付予定年月日が異なる場合に記載します。この場合には、本表の「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄の記載は要しません。 (6) 記載した耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等のうち承認申請を行う特別農地等について、番号を○で囲んでください。	(新規)

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に
係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類その他の書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- 1 ①を○で囲んだ人
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地保有合理化法人の書類
- 2 ②を○で囲んだ人
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた農地利用集積円滑化団体の書類
- 3 ③を○で囲んだ人
 - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けたことを証する当該貸付けの申込みを受けた市町村長の書類
- 4 ④を○で囲んだ人で、承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が次の①から④までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合
 - ① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）
 - ② 農地利用集積円滑化事業を行う市の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域
 - ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限り、）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）
- ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が上記①から④までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する市町村長の書類

(新規)

改正後

改正前

☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

____年____月

住所又は

所在地(住所)

所在地又は

所在地

平成____年____月____日

____税務署長____印

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る
新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

平成____年____月____日付で申請のありました、租税特別措置法 第70条の4第22項、
第70条の6第27項
の規定に基づく承認申請を承認いたします。

この通知に係る処分の理由

〔注〕 この承認に係る特例農地等について新たな営農困難時貸付けを行った者又は自己の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は自己の農業の用に供した日から3月以内に、新たな営農困難時貸付けを行った旨又は自己の農業の用に供した旨の届出書を所管地の所管税務署長に提出してください。

() 枝のうち () 役員

18-111-2-A4-1

(新規)

改 正 後	改 正 前
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る 新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書 （通知用） 使用目的 この承認（却下）書は、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。 却下の通知を行う場合は、括弧の文字をすべて二重線で擦消する。	<u>（新規）</u>

(新規)

課税課人 の氏名	
-------------	--

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった期与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける開項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に
耕作の放棄
賃借権等の消滅
があり、その後、下記の特例農地等を継承をした者の死亡に係る相続税の
申告書の提出期限までに、租税特別措置法第70条の6第27項に規定する新たな営農困難時
貸付けを行ったので、開項の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	新たな営農困難時貸 付けを行った年月日	前記の新たな 営農困難時貸付け に関する納付書の 提出予定年月日
			㎡	平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-115-A4統一)

改 正 後	改 正 前
(案) 記 載 方 法 等 この明細書は、相続税の納税額等の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基図となった贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等のうち贈与現の納税額等における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前2月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前2月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）が新たな営農困難時貸付けを行った場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。 なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。 ○ この明細書は、次により記載してください。 1 この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。 2 「番号」欄は、1筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。 3 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 4 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 5 「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等の面積を記載してください。 6 この明細書に記載した新たな営農困難時貸付けを行った農地等については、新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。 7 この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。	(新用)

依頼人
の氏名

耕作の放棄又は貸借権等の消滅があった贈与税の納税預金の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に
耕作の放棄
貸借権等の消滅
があり、その後、下記の特例農地等を贈与をした者の死亡に係る相続税の
申告書の提出期限までに、自己の農業の用に供したので、租税特別措置法施行令第40条の7
第52項の規定の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	自己の農業の用に 供した年月日	自己の農業の用に 供した旨の申告書の 提出予定年月日
			㎡	平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日
				平成 年 月 日	平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-116-A4継一)

(新規)

改 正 後	改 正 前
(環) 記 載 方 法 等 この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が相続特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基図となった贈与者の死亡の日前1年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における常農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな常農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前2月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期日前2月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった常農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。 なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。 ○ この明細書は、次により記載してください。 - この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、略称まで記載してください。 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 「面積」欄は、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した特例農地等の面積を記載してください。 「自己の農業の用に供した旨の届出書の提出予定年月日」欄は、自己の農業の用に供したその特例農地等について「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった常農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を提出する予定年月日を記載してください。 - この明細書に記載した自己の農業の用に供した農地等については、受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった常農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。 - この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。	(新規)

振替記入
の氏名

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時
貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに
新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書

〒

相続税の申告書を提出する者 住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法第70条の4第21項の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難時貸付けを
行っている特例農地等のうち下記の特例農地等については、平成 年 月 日に
耕作の放棄 がありました。下記の特例農地等については、賃借権等の消滅 があった日から
1年を経過する日までに新たな租税特別措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを
行う見込みですので、租税特別措置法施行令第40条の7第52項の規定の適用を受けます。

番 号	所 在 場 所	地 目	面 積	新たな営農困難 時貸付けを行う 平成 年 月 日
			㎡	平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

※ この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

(資12-117-A4統一)

(新用)

(裏)
記載方法等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が相続特別措置法第70条の5第1項の規定により相続又は贈与により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前2月以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであるときに使用します。

なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。

○ この明細書は、次により記載してください。

- 1 この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「番号」欄は、1筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。
- 3 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- 4 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- 5 「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである特例農地等の面積を記載してください。
- 6 この明細書に記載した農地等について、新たな営農困難時貸付けを行った場合又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した場合には、新たな営農困難時貸付けを行った日又は受贈者（農業相続人）の農業の用に供した日から2月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」又は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。

なお、届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったこと又は受贈者（農業相続人）の農業に供したことに提出します。

- 7 この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第12表にも記載してください。

(新規)

改正後

改正前

(新規)

通知日(原則として年月日)	郵便番号	〒
年 月 日		

特定貸付けに関する届出書

郵便番号

民 営
受 付 局

平成 年 月 日

取扱部長殿

〒
届出者 氏 所

氏 名 電話

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人	住 所	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続(遺贈)により取得した年月日		昭和 年 月 日

2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称
特定貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間
		目：平成 年 月 日 満：平成 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

- (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
 (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
 (3) 農用地利用後継計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

3 平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における市街化区域内外農地等の区分は、付表2の1及び同2の2のとおりです。

関税課長	印	電話番号
------	---	------

(資12-120-1-A4版-)

※印は記入しないでください。

(添)
記載方法等

この届出書は、次の①から③までに掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の1又は2に掲げるときに使用します。

- ① 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業で同項第1号に定める農地売買等事業のために行われる貸付け。
 - ② 農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で同項第1号（同号ハに掲げるものを除く。）又は同項第2号に定める農地所有者代理事業及び同項第1号ロに定める農地売買等事業のために行われる貸付け。
 - ③ 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農地利用集積計画の定めによることにより行われる貸付け
- 1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。

2 次のA又はBの場合

- A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

- B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、A及びBともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、A又はBに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の1)又は2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

- 1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
届出書を相続税の申告書に添付して提出します。
 - 2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から2月以内に提出してください。
- 3 この届出書には付表1、2の1及び2の2がありますのでご注意ください。
なお、付表2の1及び2の2は、平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を相続として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するまでの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署におたずねください。
- 6 平成21年12月14日以前の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち市街化区域内農地等に対応する納税猶予税額部分となります。
- 7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。

(新規)

屏山者氏名

[illegible]

(断片)

改正後	改正前
(表) 記載方法等 1 この付表は、「特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。 2 この付表は、次により記載してください。 (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。 (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。 (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。 (4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。 3 特定貸付けを行った人が平成21年12月14日以前の相続(遺贈)について納税滞りの適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、特定貸付けに関する届出書付表2の1及び3の2も作成してください。	(新規)

五、

1 特例農地等のうち相継(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの

[illegible]

(新編)